

課題に対する検討について

1 地域クラブ認定制度について（別紙参考資料1）

（1）目的

運動部活動の地域展開の推進にあたり、安全かつ安心な活動機会の提供及び地域におけるスポーツ環境の充実を図ることを目的に認定を行う。

（2）認定要件

- ・運営体制及び地域連携に関すること
- ・指導者に関すること
- ・安全管理に関すること
- ・活動方針及び指導方針に関すること

※認定の要件は、国等が示すガイドラインを参考に変更する場合がある。

（3）申請・認定等

- ・認定手続きは、申請、認定決定、状況報告、更新申請とする。
- ・申請時に規約、認定要件確認書、活動計画書などにより、要件を満たすか審査を行う。ただし、令和8年度においては、認定要件を満たす予定として仮認定を行うことも可能とする。
- ・年度途中の認定も可能とする。
- ・認定期間は、認定日から当該年度末日までとする。
- ・不適当な行為があった場合、認定の取消しを行う。

2 名寄市認定地域クラブ活動推進助成金（別紙参考資料2）

（1）目的

運動部活動の地域展開の推進にあたり、地域クラブの自主的及び主体的な活動の取り組みの促進を図るとともに、持続可能な地域クラブ活動の環境を整備することを目的に助成金を交付する。

（2）助成金対象

- ・団体：認定地域クラブ
- ・事業：休日または平日に活動を行う地域クラブ活動
※該当する日に部活動が実施されないことを条件とする。
- ・経費 地域クラブ活動に必要なすべての経費

（3）申請・実績等

- ・助成金手続きは、申請、交付決定、交付、実績報告とする。
- ・申請時期を定め、年度途中での申請は不可とする。
- ・実績報告では、活動報告等を提出する。

（4）助成金

資料 1

- ・助成金は交付決定後に交付する。
- ・休日、平日の各対象事業につき、連続する3年までとする。
- ・年度途中で対象事業（休日、平日）の変更は不可とする。
- ・助成金は繰越を可能とする。
- ・助成することが不相当と認められる場合、交付決定の取消し及び助成金の返還を求める場合がある。

3 学校施設開放利用事業の優先利用について

(1) 事業概要

芸術文化及びスポーツ芸術活動の普及振興を図ることを目的に学校教育に支障のない範囲で市立学校施設を開放する。

(2) 認定地域クラブ活動の優先利用（別紙資料1）